

随意契約の状況		担当課： 保健福祉課		
		契約日： 令和8年8月6日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込（税抜）
令和8年度後期 高齢者の健康診 査業務（町民ドッ ク分）	町民の生活習慣病検診（町民 ドック）において、後期高齢 者の健康診査業務を実施す る。	令和8年8月 1日～ 令和9年3月 31日	北海道八雲町の 生活習慣病疫学 調査研究会 代 表 長谷川 幸 治 名古屋市昭和区 鶴舞町 65 番地	健康診査 1件あたり （基本項目） 7,830(7,118) 健康診査 （詳細項目） 3,910(3,555)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
本業務については、町民ドックにおいて実施する後期高齢者に対する健康診査であり、受託できる業者が特定される。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定に基づき、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、当該随意契約を行ったものである。				